

オスマン朝下レバノン山地特別県における宗派別土地調査と地域支配の再編

田 中 雅 人

はじめに

狭隘な山岳部にキリスト教とイスラーム教双方の多様な宗派集団が混住するレバノン山地は、西アジア社会の宗教的複合性を象徴する地域である。そのため、同山地でオスマン朝支配下の1841-60年に、ドルーズ派イスラーム教徒を主とする在地領主層とマロン派キリスト教徒を主とする農民・聖職者層との間で激化した武装対立は、近現代西アジアにおける「宗教宗派間対立」の一典型として大きな関心を集め、国際市場への統合に伴う領主＝農民間の政治・経済的矛盾の表面化という視角や、多様な宗派集団の存在を戦略的に利用しようとする欧州列強の介入による国際紛争の地域化といった視角から多くの研究蓄積を見てきた⁽¹⁾。

本稿が主題とするレバノン山地特別県 (Cebel-i Lübnan Mutaşarrıflığı, 1861-1915年) は、同争乱に介入した列強との協議によって策定された組織規約 (Règlement organique)⁽²⁾ に基づき、オスマン政府が1861年に山地の新たな行政枠組みとして導入したものである。山地内の主要6宗派に対し、人口と土地資産の多寡に応じて行政ポストを宗派別に傾斜配分する同県の体制は、介入を行なった列強の利害を反映させたものでありつつも⁽³⁾、その後、第一次世界大戦期まで相対的な安定をもたらしたことから、直前の「宗派間対立」を受けた多宗派間の権力分有策として、現代のレバノン国家の基礎を築くものと評価されてきた⁽⁴⁾。

これに対しU・マクディスィーは、特別県創設以前のドルーズ派諸侯による地域支配が、他宗派の有力家系との同盟の下、徴税権の世襲により維持されたことに着目し⁽⁵⁾、宗派集団を社会の基礎的単位として無批判に措定してきた従来研究を批判した。その上で、1841-60年の争乱に着目し、同時期の列強の介入やタンズィマート期のオスマン政府の平等主義的改革を背景に、従来の家産的な世襲支配に対峙したマロン派農民・聖職者層が、「宗派間の平等」を要求したことが、各宗派集団を固有の政治主体と見なす思考様式、即ち「宗派主義 (sectarianism)」を新たに生み出したことを明らかにした⁽⁶⁾。

マクディスィーの議論は、特別県の体制に象徴される政治主体としての宗派集団の在り方を1841-60年の争乱の構築物として論じた点で画期的であった。しかし、ときに「キリスト教徒の保護」を掲げ、介入を行なった列強を別として、地域内で宗派に基づく政治的結束を積極的に主張したのは、あくまで十字軍以来の東方典礼カトリックとしてフランスの庇護を受け、地域内で圧倒的な人口の優勢を誇ったマロン派キリスト教徒が中心であった。その一方、在地領主層の中核を成し、人口では少数派に属したドルーズ派の側に宗派に基づく政治権利の要求がこの時期顕在化しなかったことは、マクディスィー自身も認めるところである⁽⁷⁾。即ち、「宗派主義」の起源については、19世紀中葉の列強の介入やオスマン政府の改革、またそれらを背景としたマロン派の政治要求、それぞれの相互作用が背景となったことに異論はないものの、既存の支配層やそのほか少数派を含めた地域社会において、宗派を政治参加の単位とする体制が、以降、約半世紀にわたって存続する支配の秩序として浸透する歴史的過程については、別途検討されるべき問題として残されているのである。

ここで重要となるのが、特別県の創設に際し1862-69年に実施された土地調査である。なぜなら、上記組織規約により山地の全耕作地を対象に宗派ごとに実施されることが規定されたこの土地調査は、在地領主層の支配基盤であった有力家系による徴税権の世襲を否定し、これを宗派共同体ごとに再整理する性格を帯びたからである。

本稿は同調査に着目することで、従来の支配体制の基盤となっていた徴税請負の廃止と宗派を政治参加の単位とする特別県の体制の成立過程を明らかにし、地域支配の再編の実態を考察するものである。

また近世期に徴税請負を通じて在地有力者に委ねてきた地域支配を、政府が法令に基づきその管理下に置き、宗教宗派の別を問わず臣民の権利を平等に保障することは、「近代国家」への体制再編が進められた19世紀中葉当時のオスマン朝の各地で共通に求められた課題でもある⁽⁸⁾。なかでも土地調査の実施は、租税収入の基礎である地稅納入者を画定し、耕作士の土地所有に基礎を置く公正かつ安定した統治を実現する上で不可欠な事業であった⁽⁹⁾。したがって、レバノン山地をめぐる上記の本稿の検討課題は、徴税請負の廃止をめぐる近代オスマン朝における地方統治の再編過程の一例としても位置付けることが出来よう⁽¹⁰⁾。本稿で土地調査をあえて取り上げようとするのも、こうした同時代の地域支配の再編過程を意識するからにほかならない。

これまでの研究史上、レバノン山地特別県における土地調査に関しては実施の事実こそ言及されてきたものの、実施に至るまでの背景や実態、影響といった基本的事項は未だ解明されていない。その要因としては、従来の研究が専ら宗派抗争の局面に着目してきたことに加え、当時の土地調査簿が在地に残され、利用が限られてきたという史料上の制約がある。この点、レバノン現地の研究者で、土地調査簿を含む豊富な地方文書を渉猟したA・サイードは、特別県期（1861–1915年）の農村部の経済関係の変容を多方面から検討し、調査の実態に関しても貴重な手掛かりを提供する⁽¹¹⁾。しかし、農村部での市場経済の浸透や地主制の展開を議論する氏の視角は、如上の本稿の問題関心とは相違がある。

そこで本稿は、サイード氏の協力のもと閲覧した多宗派混住村であるシューフ郡シューフ・ヒーティ（al-Shūf al-Hīṭī）郷バアダラーン（Ba'dharān）村の土地調査簿を手掛かりに⁽¹²⁾、特別県創設に関わる欧州各国領事の報告書や各種会議録、現地年代記や地誌、行政便覧、在地有力者の書簡等を収めた史料集、トルコ大統領府オスマン文書

館所収のオスマン政府行政文書なども用いて、特別県創設時に宗派別に行なわれた土地調査が、従来の有力家系支配に及ぼした影響を明らかにする。以下、第1節では、本論の前提として、徴税請負を背景とした19世紀前半までの在地有力家系による地域支配と、1839年末のギュルハーネ勅書で謳われた徴税請負廃止をめぐる方針が1841-60年の争乱においてドルーズ派領主層とマロン派農民・聖職者層との間で争点化していたことを確認したうえで、オスマン政府と列強の代表からなる国際委員会による特別県の構想とそこで期待された土地調査の役割を明らかにする。続く第2節では、上述したバアダラーン村調査簿の分析から特別県創設時の土地調査の実態を検討し、第3節では、調査の実態から浮かび上がる特別県における村と宗派の位置づけを考察する。最後に第4節では、特別県の土地調査が従来の地域秩序にいかなる変化をもたらし、従来の支配層の中核を占めたドルーズ派有力者の宗派をめぐる認識に影響を与えたかという点を明らかにする。

1. 特別県の構想と宗派別土地調査

(1) ドルーズ派諸侯によるレバノン山地支配と1841-60年争乱

ドルーズ派諸侯によるレバノン山地支配は、16世紀末以降のオスマン朝領域における徴税請負の普及を背景に形成された。山地南部の軍事上の要衝シューフ地方を拠点としたドルーズ派諸侯は、18世紀末にかけ、山地内の他の有力家系と同盟関係を結びながら、各地の徴税権(muqāṭa'a)を武力により獲得し、レバノン山地を統合した⁽¹³⁾。17世紀末に諸侯の長として擁立されたスンナ派のシハープ家当主が政府への租税送金を一括して担う一方、各地の諸侯は、徴税権を世襲化した在地領主(muqāṭa'a-jī)として住民から様々な慣習税を徴収した⁽¹⁴⁾。同時期、寄進を通じて土地集積を進めた各地の修道院や教会も耕作民からの租税徴収を担う領主層の一角を成したが、基本的にはこれら武人家系の従属下にあった⁽¹⁵⁾。

18世紀末以降、山地主要部を管轄したサイダー州総督による相次ぐ苛斂誅求により租税負担が増大すると、1820年にはマロン派聖職

者層と農民層が主体となる初めての民衆蜂起（‘āmmiyya）が山地北部で発生するなど、領主層への不満の蓄積が徐々に進んだ⁽¹⁶⁾。エジプト州総督のシリア地域の軍事占領（1832-40年）下での種々の新税や賦役・兵役の導入はこの傾向に拍車をかけ、1840年にはマロン派住民が主体となる大規模な民衆蜂起が発生し、イギリス主導の列強の軍事的支援のもと、同年末には占領軍の撤退とオスマン政府のシリア支配復帰を導くまでに至った。

このように過重な税負担を背景とするマロン派住民主体の武装蜂起は、すでに19世紀前半から生じていたが、1841-60年の争乱は、主として次の2つの点で前代までの民衆蜂起と異なる。一つは、1840年の蜂起の際のイギリスの動きに見られたように、エジプト州総督によるシリア占領以降、欧州列強の地域情勢への介入の度合いが強まり、特にフランスの庇護を得ていたマロン派聖職者層が政治的な自立化要求を加速させたことである⁽¹⁷⁾。いま一つ、これまで十分に指摘されていない点として、1839年末のギュルハーネ勅書で謳われた徴税請負の廃止と住民の財産・担税力に応じた公平な税の賦課の実現をめぐる問題が、1840年末のオスマン支配の復活によりドルーズ派を中心とする在地領主層とマロン派を中心とした農民・聖職者層との間で争点化し、従来の有力家系支配の根幹そのものが揺らいでいったことが挙げられる。

後者の点をよく示すのが、1841年5-9月に、オスマン政府がベイルート郊外の山村アイナーブ（‘Aynāb）で租税負担是正のため実施した協議におけるドルーズ派領主層とマロン派農民・聖職者層の対立である⁽¹⁸⁾。即ち、キリスト教徒民衆の代表として参加していたマロン派総大司教の代理が「徴税請負と貢租の廃止（*tarak al-iltizāmāt wa-l-kharāj*）」と「臣民は一つの国税のみを支払う（*al-ra‘āyā lā tadfa‘u illā mālan mīriyyan wāhidan*）」という措置を期待したのに対し⁽¹⁹⁾、ドルーズ派を主とする領主層は「我々の財産からも税が徴収されるという勅書に基づく新税制」に不満を顕わにし「我らが父祖たちの時代」の税制への回帰を主張したのである⁽²⁰⁾。協議の結果、1841年9月初旬には、山地への課税額を年額3,500ケセ（1,750,000クルシュ）に減免する

決定がなされたものの⁽²¹⁾、両者の対立は収束せず、同月末、以降約20年間続く争乱の端緒となる全面的な武力衝突に発展した。

同武力衝突を受けたオスマン政府は、レバノン山地からシハーブ家当主を追放し、列強との協議の末、1842年末、キリスト教徒人口の多い山地北部にマロン派長官 (kā'immakam) を、ドルーズ派諸侯の拠点である山地南部にドルーズ派長官を置く両長官制を導入した。しかし、領主層が旧来通りに徴税権を掌握する中⁽²²⁾、事態は悪化の一途を辿った。1845年には武力衝突が再燃、1858年には山地北部で在地のマロン派領主に対する大規模農民反乱が発生した。これに対し、1860年6月にドルーズ派諸侯が攻勢を強めると、山地全土が内戦状態となり、キリスト教徒を中心に1万人ともされる犠牲者が生じる事態となった。更に翌7月には、東隣のダマスカスにも争乱が飛び火し、同市では非武装のキリスト教徒数千人が虐殺されるという衝撃的な事件が発生した。

事態の深刻化を受けたオスマン政府と仏・英・墺・普・露の欧州列強5か国は本格的な軍事介入に踏み切り、1860年9月に各国代表はバイルートで国際委員会を組織した。同委員会は、オスマン政府官憲やドルーズ派有力者など虐殺に加担したとされる当事者の処罰やキリスト教徒被害者への補償を次々と実施する一方、両長官制に代わるレバノン山地での新たな統治体制の策定にあたった⁽²³⁾。この委員会の構想に基づく国際合意によって成立した新体制こそレバノン山地特別県であり、1841-60年の争乱時に争点化しつつも解決を見なかった租税負担をめぐる問題についても、その対応を行なうこととなったのである。

(2) 国際委員会による新体制の構想と宗派別土地調査

国際委員会は1861年3月末に、レバノン山地におけるこれまでの争乱の分析とそれを踏まえた新体制の提案をまとめた報告書を作成している⁽²⁴⁾。これは同年6月に委員会参加国の間で締結された特別県組織規約の草案を成すもので、同報告書からは新体制の策定意図を読み取ることができる。以下、同報告書での争乱分析と新体制の

構想，そしてそこに見られる土地調査の役割について確認しよう。

報告書はまず，レバノン山地の争乱とダマスクスの事件を明確に区別する認識を示している。即ち，ダマスクスでの虐殺事件を「この町を絶えず棲み処としてきた狂信のなせる業」と断じる一方，レバノン山地の争乱については「様々な政治的要因を見出すことができ，これが宗教的要因に勝る」と述べる⁽²⁵⁾。

このレバノン山地の争乱での「政治的要因」として委員会が指弾したのが「貴族階級による圧政」である。中でも山地南部では「ドルーズ派が[貴族階級をなす]有力家系を占め，キリスト教徒が一般民衆を占めたが故に，領主による封建支配が民族(宗派)紛争を引き起こした」とされた⁽²⁶⁾。したがって「レバノン[山地]において新体制を理想的に樹立する上での第一条件」は，これら有力家系の「封建領主同然(quasi-féodal)の特権」の廃絶とされたのである⁽²⁷⁾。これは組織規約においては「すべて人は法の下に平等であり，封建諸特権(privilèges féodaux/imtiyāzāt)，とりわけ領主(mokâtāgis/aṣḥāb al-muqāta'āt)のそれは廃止される」という形で明文化されている[61年規約第6条；64年規約第5条]。

では，国際委員会はこの「封建支配」を解体するべく，どのような方策を構想したのだろうか。それは，報告書では「民族の分離」と題され，「新体制の成功が極限まで懸かる必要不可欠の前提措置」とまで重視された宗派混住地域での住民分離政策である。この住民分離策は，具体的には行政区画の細分化に示され，従来のマロン派・ドルーズ派の南北2つの長官区は，最終的に7つの郡(kaṣā)へと再編された(地図1)。

しかし，いくら行政区画を細分化したところで異宗派の住民の混住を完全に解消することは実質不可能である。報告書ではドルーズ派とキリスト教徒の住民交換も議論の俎上に上っているが⁽²⁸⁾，その実施は非現実的であった。ここで重要となるのが前述の「封建支配」解体の議論と密接に関わる，報告書の次の記述である。

[宗派の]分離は[行政区画によって]住民を隔てることのみで留まらない。正確には，2つの民族(ドルーズ派とマロン派を中心と

地図1. レバノン山地特別県 (1864年)

オスマン朝下レバノン山地特別県における宗派別土地調査と地域支配の再編



田中

出典：Akarlı, *Long Peace*, p. 32, map. 2を基に筆者作成。

注1：★=県庁所在地，○=郡庁所在地（ジェヅズイーンとザハレ以外，夏と冬に移動 [Ibrāhīm al-Aswad, *Dalīl Lubnān* (Ba'bdā: al-Matba'a al-'Uthmāniyya, 1906), pp. 57-59]）。ザハレは市単位で郡を構成し，*を付したバトルーン郡とキスラワーン郡は，1861年の県発足時には北部レバノン郡を構成していた。

注2：ベイルート，サイダー，トリポリはシリア州（1888年以降ベイルート州）に帰属（◎で表示）。

するキリスト教徒)の間で実現されるべき土地の分割でもあるのだ⁽²⁹⁾。

この記述の意図を理解するには山地南部に位置したジェヅズイーン地方に関する委員会の以下の認識が手掛かりとなる。ジェヅズイーン地方は，18世紀末までにシユーフ地方のドルーズ派諸侯によって

三七三

征服され、従来のシーア派住民に代わってマロン派をはじめキリスト教徒が多く入植した地である⁽³⁰⁾。19世紀中葉の争乱時には、ドルーズ派諸侯とキリスト教徒農民との対立が最も早く顕在化した地域の一つでもあった⁽³¹⁾。

本案の見立てでは、土地の所有者であるドルーズ派から、彼らの領地で労働するキリスト教徒たちを引き離す必要がある。とりわけジェズィーン地方は、ほぼキリスト教徒住民のみから構成されるにも拘わらず、ドルーズ派の利益のためにキリスト教徒たちが賦役させられており、キリスト教徒たちの私的所有が確立されねばならない⁽³²⁾。

上記からは、委員会が耕作民に対し排他的な「私的所有」を認めることで重層的な土地所有関係下での領主層への片務的な賦役と貢納を廃止するという発想を持っていたことが見て取れる。つまり、宗派間の「土地の分別」は、両長官制期（1842-60年）の行政区画の再編では不徹底だった「民族（宗派）の分離」を真の意味で実現する手段であり、以て「封建支配」下の「貴族階級による圧政」を解消する特別県の体制の根幹を成すものだったことになる。そしてその実現を担った事業こそ、特別県創設時に成人男子人口の調査と共に全耕作地を対象に宗派ごとに実施された土地調査だった。

2. 多宗派混住村の土地調査簿からみた

特別県下の土地管理

——シューフ郡シューフ・ヒーティ郷バアダラーン村の事例

特別県創設に際し、全耕作地と成人男子人口を対象に実施された調査は、1862-1869年に行なわれ、これまで在地領主層によって課されていた慣習諸税は、徴兵が免除された特別県住民に対し兵役免除税（bedel-i askerî）として課された人頭税と、所有資産額に対し定率で課された資産税（emlak vergisi）とに統一された⁽³³⁾。調査の実施は、初代特別県知事（mutaşarrıf）⁽³⁴⁾としてオスマン政府から派遣されたダウト・パシャ（在任1861-68年）のもと、山地各地から招集された有

力者により組織された委員会があたったが、土地収入単位の県内での統一をめぐる紛糾などから十分に機能せず、知事が全面的に主導したとされる⁽³⁵⁾。

以下では、土地調査によって特別県の下で土地がどのように記録・管理されるようになったかを、冒頭でも紹介したシューフ郡シューフ・ヒーティ郷バアダラーン村の土地調査簿（1871-72年作成）⁽³⁶⁾を用いて検討する。同村はドルーズ派領主層の拠点であったシューフ地方に位置しながら、マロン派やギリシア・カトリックなどのキリスト教徒も一定数居住する多宗派混住村であり、宗派別に実施された土地調査の実態を検討する上で好個の考察対象と言える。

(1) 地片の記録

同帳簿では、マロン派 (mawārīna), ドルーズ派 (durūz), ギリシア・カトリック (kātūlīk) の順で宗派ごとに記載頁が区別されており (マロン派: 1-15頁, ドルーズ派: 16-58頁, ギリシア・カトリック: 59-61頁), 地片全てに対し, 宗派ごとに地番が1番からふり直されている。図1に示した帳簿の地片記載部から分かるように, 地片は一筆ごとに所有者 (納税者) 名が記載されており, 備考 (malhūzāt) 欄には, 当該地片が寄進 (waqf) 地である場合や係争中 (taḥit al-da'wā) である場合, 所有者の他に労務提携者 (sharīk) がいる場合, 所有者が村外在住の場合などにその旨が記載されている。

一方, 各地片の内容物は予め用紙に記載された分類, 即ち, オリーブ (zaytūn), 桑 (tūt), その他果樹 (mukhtalaf), 播種地 (salīkh), 屋内設備 (mughālaq, 圧搾器や糸繰機などを指す) ごとに整理されて, 土地収入高 (arzāq) が記録されている。この土地収入高は, デイルハム (dirham, 図中d)・キーラート (qīrāt, 図中q)・ハッバ (ḥabba, 図中h) というレバノン山地独自の24進法の単位で表示され, 地価の代わりに成した⁽³⁷⁾。また図1からは, 地片の四囲が示されず, 村内の地字 (ism al-maḥall) のみが記載されたことも見て取れる。以上の記録方法は, S・スリームが記述する1863年付のマトン郡ヒンシャーラ村 (al-Khinshāra, ギリシア・カトリック, ギリシア正教, マロン派, ドルーズ派の

混住村)の土地帳簿の記載方法の特徴と一致しており⁽³⁸⁾、特別県期の土地調査の様式として県内全域で規格化されたものであったことが推察される。

(2) 土地所有状況

図2に示した同調査簿の調査結果要約部には、村内各宗派の所有地片数の集計が記録された(図2:①)。これによれば、バアダラーン村にはドルーズ派住民の所有地片が1,671件、マロン派が590件、ギリシア・カトリックが97件あり、共有地(mushāʿ)1件を含め、計2,359件もの地片が存在した。これを所有者名別に整理すると⁽³⁹⁾、計453名(うちドルーズ派306名、マロン派99名、ギリシア・カトリック48名)の地片所有者を抽出可能であり、村外在住が確認できる150名を除くと、帳簿上で確認できる村内在住の地片所有者は303名となる(うち女性33名)。バイルートのロシア領事ペトコヴィッチ(在任1869-82年)が伝えるオスマン政府統計によれば、宗派別の内訳は不明なものの、バアダラーン村の1862年時点の成人男子人口は249人とされる⁽⁴⁰⁾。これらを踏まえると、所有者名別の整理や土地調査簿が作成される1871-72年までの人口増減による多少の誤差を加味しても、調査終了時のバアダラーン村ではほぼ全ての成人男子が何らかの地片を所持したことになる。

ただし、森林の開墾が必要とされた山岳地域では、農民が植樹契約(mughārasa)⁽⁴¹⁾を通じて小地片の所有権を得る事例が多く存在した可能性が指摘されており⁽⁴²⁾、上記の土地所有状況は、山村であったバアダラーン村の立地条件に規定された面も少なくないと考えられる。実際、沿海部のよりなだらかで温暖な地域や肥沃な平野が広がるベカア高原の村落などでは、領主層が大土地所有者化した事例も指摘されている⁽⁴³⁾。これらの事例に鑑みるに、特別県期の土地調査は、明確に耕作民や領主の土地権利どちらかを優先するのではなく、基本的には従来からの土地所有実態を追認する性格を帯びたと推測するのが妥当であろう。

(3) 租税徴収

また同じ帳簿の要約部に記載されているバアダラーン村に対する租税徴収額の決定過程からは、特別県下での租税徴収は村請だったことが分かる。それというのも、同頁の記載内容からは、租税徴収額の決定過程が、村内の全地片の集計に基づき宗派ごとの土地収入高を算出し（図2：②）、そこから課税対象となる土地収入高が村を単位として決定する、というものであったことが確認できるからである（図2：③）⁽⁴⁴⁾。

またバアダラーン村の帳簿では、1858年の土地法で規定されていた国有（*mīri*）地や私有地（*mülk*）、寄進地などの土地範疇の記載分けも厳密に行なわれておらず、備考欄で寄進地であることが明記される地片も、所有者（納税者）の名前が記載され、他の全ての地片と同様に列挙されている。これは在地の土地処分慣行の追認を示すものと考えられ、上記の土地所有状況の追認と共に、当時の調査の性格を捉えたものと言えよう。つまり特別県創設時の土地調査は、村を徴税主体として残存させ、様々な在地慣行の存続を容認したのであり、政府当局が中間団体を介さずに個人の納税実績と所有権を把握するという近代的な意味での私的所有権の保障体制を、厳密には実現しなかったのである。

3. 行政単位としての村と宗派

(1) 特別県の体制における村と宗派の位置づけ

バアダラーン村の帳簿から窺われる、以上の土地管理及び租税徴収の実態は、法制上では各村落を「自治体（*commune*）⁽⁴⁵⁾」として行政機構の末端に位置づける特別県の体制と対応関係にある〔61年規約第5条〕。20世紀初頭の特別県政府の法制便覧でも、村長が兼ねた治安判事（*juge de paix/shaykh al-ṣulh*）の職務の第一は、帳簿に基づき年度初めに課税額を算出することとされ、第二は、この算出額に基づき年度末に各郡の出納長（*amīn ṣundūq māl*）に納税証明書を提出することとされた⁽⁴⁶⁾。つまり、バアダラーン村帳簿から浮かび上がる徴税方式の実態は、20世紀初頭まで維持されており、あくまで村を行

政の最小単位かつ徴税主体と位置づける法制度上の規定に沿うものであった。

こうした「自治体」としての村の行政上の位置づけは、同質的な集団が自生的に共同体的集落を構成するという近代法思想上の理念が多分に影響していたと考えられる⁽⁴⁷⁾。レバノン山地には様々な宗派集団が混住しており、上記の特別県構想にも窺われるように、国際委員会はその一つ一つを独自の共同体と見なしていた。そのため、バアダラーン村のような多宗派混住村は「混合自治体 (communes mixtes/jamā'āt aw qurā mukhtalīta)」とされ、村内各宗派が一定の行政権限を持つ独自の長を村長に加えて選出することが規定された〔61年規約第5条〕。1906年の行政便覧からは、バアダラーン村にも、村長兼治安判事1名の他、ドルーズ派、マロン派、ギリシア・カトリックの村内3宗派に各1名の代表 (mukhtār) が実際に存在したことを確認できる⁽⁴⁸⁾。村の土地調査簿が宗派ごとに作成された点に鑑みれば、租税徴収も村内各宗派の長が宗派ごとに行なったと考えるのが妥当であろう。つまり特別県の体制は、規定上、村を行政機構の末端と位置づけながら、理念上は、その内部の宗派が本来的な共同体かつ自治体を構成すべきものとして想定していたとすることが出来る。無論、各宗派集団を本質的な共同体とみなす列強やオスマン政府の認識は、少なくとも宗派別の行政区を設置した両長官制期以前に遡るが⁽⁴⁹⁾、ここで重要なのは、村落社会の末端にまで宗派による分節化が浸透し、これが行政上の位置づけを伴い固定化したことである。

一方、社会内部に共同体を想定し、これに一定の行政権限を付与する特別県の体制は、租税や土地管理の場面での政府による個人把握を困難にしたのも事実である。例えば1889年には、レバノン山地特別県の住民が、隣接するシリア州で土地取引を行なう際、代理人を使用する例が多いにも拘わらず⁽⁵⁰⁾、「シャリーア法廷がなく印紙税法すら行き渡っていない」特別県では、委任状がしばしば私的に作成され、本来の取引当事者が曖昧化していることが登記庁長官 (Nâzır-ı Defter-i Hâkânî) によって問題視される事態が起きている⁽⁵¹⁾。

また地方文書の検討からは、レバノン山地特別県内では、不便な法廷での取引を避ける住民らのため、村長や宗派の長が所有権移転に関わる契約を独自に執り行なう例が多数存在したことも指摘されている⁽⁵²⁾。

これらを単なる「失策」や「改革の不徹底」と評価するのは容易い。しかし、国際委員会が「私的所有」の確立を特別県の体制の根幹に位置づけたにも拘わらず、上記のような共同体的な枠組みが残存したのはなぜか。この問題の背景を理解するには、特別県創設以前にも試みられていたレバノン山地での土地調査の挫折の経緯を知る必要がある。

(2) 特別県の体制の背景——1840年代の先行調査の挫折

第1節で述べたように、特別県創設時の土地調査の背景には、1840年代からのドルーズ派領主層とキリスト教徒農民層との武装対立が存在し、そこではオスマン政府がギェルハーネ勅書で示した新税制、即ち、徴税請負の廃止と担税力に応じた税の公平な賦課の実現が争点となっていた。

事実、両長官制導入間もない1843年末にも、土地の実地調査 (misāha) を山地の全耕作地に対し平等に (sawīyatan) 実施し、これに基づき租税負担を賦課することが南北両長官と在地有力者との協議により取り決められていた⁽⁵³⁾。しかし、この直後に実施された土地調査は「目的に沿った作業は少しも行なわれず何の結果も生まなかった」とされ⁽⁵⁴⁾、1848年には君主アブデュルメジト (在位1839–61年) 自らが、プロイセンの技師を伴わせたエミン・エフェンディをレバノン山地に派遣し、調査の再実施を下命する事態となった⁽⁵⁵⁾。同調査も「ドルーズ派領主層 (cheikhs mokataajis druzes) の激しい反発」によって1850年に頓挫したとされるが⁽⁵⁶⁾、アンマートゥール (‘Ammātūr) やムフターラ (al-Mukhtāra) など、のちのシューフ郡を構成する一部村落には同調査時の1849年に作成されたとされる調査簿が伝存しており、当時の調査の様子を窺うことができる⁽⁵⁷⁾。

同帳簿の記載手法には、特別県期の調査簿との共通点を多く見出

することができる。例えば、ディルハムという単位で各地片の土地収入が表示される、四囲は記載されず地字のみが記録される、といった点である。ここからは、測量にあたって中央から派遣されたプロイセンの技師の技術は、何ら役立たなかったことが看取される。

ただし、これら共通の特徴も、精査すると記録の在り様は特別県期の帳簿と比較してより粗放であることが確認できる。例えば、土地収入高の表示は、特別県期の帳簿で用いられたディルハムの下部単位キーラートやハッパを用いず「1ディルハム半 (dirham wa-niṣf)」という表記がなされる、地片の内容物もイチジク (tin) やザクロ (rummān), くるみ (jawz) など果樹の種類をありのままに記載する、といった点である。こうした状況に鑑みると、特別県期の帳簿は在地の慣行を踏襲しつつもそれを規格化することに一定程度成功していたということが見えてくる。

一方、同帳簿には特別県期の帳簿と根本的に異なる相違点もある。即ち、特別県期の帳簿では地片が各村・宗派ごとに整理され、全地片が一筆ごとに地番と所有者名が記載されるのに対し、1849年作成の同帳簿では所有者名ごとに地片が整理され、地番も記載されず記録されているのである。また帳簿作成の単位も1村ごとではなく、破損しているため正確には不明だが、少なくともアイン・カニー ('Ayn Qanī), アンマートゥール, ムフターラの3村の居住者の所有地片が同一の帳簿に記録されている。更に所有者も居住村ごとに列挙するのみで、帰属する宗派についての記載はない。つまり、特別県以前の両長官制期の調査は、個人資産の把握を試みる性格が強く⁽⁵⁸⁾、この時点では、宗派ごとでなくむしろ個人の直接管理を目指していたと考えられるのである。

そこで重要となるのが、なぜ特別県の調査に至りこの方針が変更されたかである。当時の調査を現場で見聞したイギリスの議会政治家D・アーカートは、調査失敗の要因とされる「ドルーズ派領主層の反発」を示す、ある事件を伝えている。それは大略次のようなものであった。

ある日、とあるキリスト教徒農民が自分の名義で登録されていた

はずの地片がドルーズ派有力領主サイド・ジュンブラートの名義に勝手に書き換えられたと言って、調査を監督していたエミン・エフエンディに訴えを申し出た。エミンがこの件を検分すると、これはサイド・ジュンブラートの指示を受けたドルーズ派の書記 (Druze Kiatib) が、このキリスト教徒農民の地片が記載された帳簿を管理していたキリスト教徒の書記 (Christian Kiatib) を脅迫し、改竄させたことによるものと発覚した。そこで、エミンは自ら馬を駆って該当地片が存在する村へ出向き、再調査を命じたが、村の査定人らから俸給をせびられ、当座現場を放棄した、というものである⁽⁵⁹⁾。

アーカートはこの事件に関し「宗教的不和が社会の統合を妨げ、頼るべき地方自治体 (municipal Government) が存在しない」と慨嘆して報を締めくくるが、この改竄事件は果たして「宗教的不和」がもたらしたものののだろうか。

特別県期以前の領主支配の下では、一つの村が複数の領主に帰属することは珍しくなかった。例えばシハープ家のバシル2世 (在位1789-1840年) の下で作成されたシューフ地方に関する財務暦1248/1832-33年の上納金割当表 ('ilm māl mīrī) では、同一の村落がドルーズ派の有力者とマロン派の修道院に対し貢租義務を負う事例を容易に確認することができる⁽⁶⁰⁾。つまり、外部者の目には、一見、宗派ごとに存在すると映る書記は、実際にはそれぞれがドルーズ派有力者や修道院などの個別の領主に仕えていたと考えるのが妥当であろう。かかる状況下、各領主の奉公人である書記を通じて個人資産の把握を図れば、複数の領主に帰属する村落で同一地片に対する二重記載が発生するのは十分に考えられる事態である。つまり、アーカートが「宗教的不和」として目撃した事件は、領主間の土地支配権をめぐる争いに端を発するものだったと考えられる。

このように、19世紀まで徴税請負を背景に一部の有力家系による自律的な社会形成が進んでいたレバノン山地では、政府が直接動員できる人員は限られ、言語や慣習なども異なる中、個人資産の把握を初めから行なうことは極めて困難であった。村を領主層から独立した「自治体」として行政機構の最小単位に位置づける特別県の体

制は、政府側の理想と現場の現実との狭間で次第に方向づけられたものでもあったのである。

特別県期のバアダラン村の土地調査簿の要約部には、村の東西南北の境界が記載されており（図2：④）、特別県期の土地調査時に個々の村の境界も画定されたことが看取される。また特別県期に多宗派混住村に置かれた「宗派の代表」が、これまで租税徴収や土地管理に何ら経験のない人物であったとは考えにくいことを踏まえれば、彼らは、従来、修道院やドルーズ派有力者といった各領主に帰属した村方の書記たちが、村が自立した行政単位として設定され、領主層から独立したことで切り出されたものだったと考えられよう。

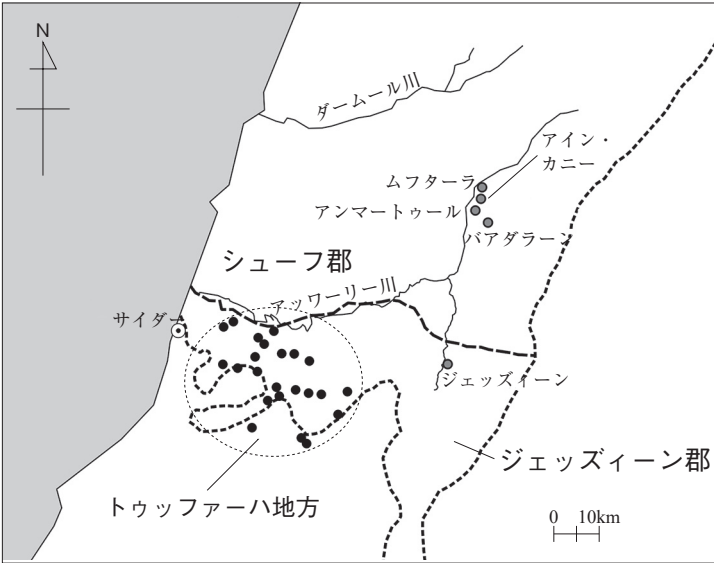
4. 領主支配から宗派別代表制へ

(1) 領主支配の終焉

土地帳簿の検討を踏まえ、改めて特別県で行なわれた土地調査の意義を考察すると次の2点にまとめられる。即ち、①徴税・土地管理が末端の行政単位と位置付けられた各村に集約されたこと、②これら各行政村では、従来の土地処分慣行を原則追認しながら、宗派ごとに土地所有者および納税者管理が行なわれたこと、である。これは、配下の家臣団の武力による実効支配によって徴税権を世襲してきた各地の在地領主層からすれば、従来の徴税請負制のもとの土地権益の喪失を意味した。

シューフ地方のアンマートゥール村のドルーズ派有力家系のアブー・シャクラ家のもとには、18世紀にアンマートゥールのドルーズ派有力家系によって征服されたとされるトゥッフアーハ地方 (Iqlim al-Tuffāh) の村落名が、各村の土地収入に対する各家族の取り分権 (naṣīb) の比率と共に伝承されている⁽⁶¹⁾。地図2中の黒点はこれら村落を図示したものである。ここからは、特別県期に新設されたジェッズィーン郡とシューフ郡の境界が、まさにこれらドルーズ派有力家系の土地支配を阻害するものだったことが見て取れる。実際、特別県の創設時にアンマートゥール村の有力家系の長たちは、オスマン政府官憲によってジェッズィーン郡への接近禁止が命じられ、その

地図2. 特別県下のジェズイーオン郡とシューフ郡



出典：筆者作成。

間にジェズイーオン郡内に位置したトゥッファーハ地方の村々での土地支配権が廃止されたとされる⁽⁶²⁾。行政区画の再編と土地調査の実施は、互いに関連しあいながら、国際委員会が「封建制」として指弾した有力家系による世襲支配に終わりを告げていったのである。

先に言及した通り、彼ら旧領主層の中には土地調査実施以前からの土地所有を維持し、大土地所有者となってゆく者もあった。しかし、レバノン山地からシリア内陸部へのドルーズ派の移住が1860年代以降に大規模化することからは⁽⁶³⁾、徴税請負の廃止による領主権の否定が、ドルーズ派を中心とする旧領主層の社会・経済基盤を大きく揺るがすものだったことが窺える。

かかる状況下、旧領主層にとって従来の政治権力を維持する方策は、郡や郷 (nāhiye、郡と村の間の行政単位) といった政府機構への参入を通じて、いまや徴税を自治的に担うようになった各村を管轄することであった。特別県政府の官職の多くが旧領主層を占めた有力

家族出身者によって占められ、官職をめぐる競争がしばしば熾烈化したことは⁽⁶⁴⁾、特別県知事が施政の上で在地有力者を必要とした以上に彼ら自身がかかる行政的地位を希求したことを端的に物語る。

(2) 宗派別税負担と政治参加——宗派の政治権益化

一方、土地調査と人口調査によって各宗派の税負担率が可視化されると、これは宗派ごとの政治参加、即ち行政機構への参入割合の根拠とされるようになった。61年および64年規約第3条には「各郡には知事が任命する一名の行政官を配置する。本官は各郡にて優勢な人口もしくは多大な資産を有する支配的宗派の中から選任される」とあるが、この原則は郡長官だけでなく、事実上すべての政府公職に適用された⁽⁶⁵⁾。

1873年1月8日、在イスタンブール・イギリス大使に宛てて「レバノン山地のドルーズ派(Durūz Jabal Lubnān)」を名乗る46名から送付された請願書は、このような特別県の体制のなかに取り込まれていったドルーズ派旧領主層の秩序認識の変化を顕著に示している。

我らは[いま]神助と貴国(イギリス)の支援を希求しております。我らが権利と公正なる処遇、そして我らと我らがこの山地に暮らしてくうえで必要不可欠であった郷里の子ら(abnā' waṭan-nā alladhī lam yumkin-nā al-hāl an nuqīma bi-l-jabal bi-dūn-hi、即ちキリスト教徒)との間の平等が実現されるべく、高貴なる国家(オスマン政府)の要人との間を仲介下さりますようお願いいたします。(中略)レバノン山地の規約第3条は、行政機構の長の任用における[宗派共同体の]資産および人口の重要性を謳っています。私らはこの取り決めに服したにも拘わらず、いずれにも則った形で遇されておられません。元々[両長官制期に]ドルーズ派長官の下にあったシューフ郡では同郡のほとんどの資産がドルーズ派に属するにも拘わらず、すべての行政府がドルーズ派とマロン派の間で人口数に応じて等分されており、所有資産の重要性が顧みられておられません。またマトン郡では、資産の重要性はおろか人口数さえ顧みられておられません。8,000人ものドルーズ派

住民がいるにも拘わらず、ドルーズ派の行政長官はおらず、マロン派の軛 (nīr al-mawārina) の下にあるのです。またジェズイーンでも資産の重要性は顧みられていないのです。これが我々レバノン山地のドルーズ派の悲惨な現状であります。この明らかな格差についてぜひ高貴なる閣下のご注目を賜りたく存じます(後略)⁽⁶⁶⁾。

興味深いのは、彼らが調査によって可視化された人口や土地資産の多寡を根拠にキリスト教徒との平等を訴えている点である。ここには、19世紀中葉の争乱時、オスマン政府が示した新税制に明確に反対し、それを実現するための土地調査についても介入を辞さなかった旧領主たちの間においてさえ、税負担が宗派共同体の権利を規定するという特別県の理念の内面化を読み取ることができる。

請願書におけるキリスト教徒たちに対する呼称からは、請願の送付主たちが、依然、家父長的な支配層としての自意識も維持していたことを窺える。しかし、彼らはあくまで「一宗派」としてドルーズ派を名乗り、自ら特別県の体制に適合することでしか自らの政治権益を主張できなくなっていた。ここからは、旧領主層の一定数が官職の獲得や大地主化などにより地域の顔役に留まったものの、彼らの間でも「宗派」という枠組みが意識せざるを得ないものになっていたことが看取される。そして旧来の有力家系による領主支配に代えて、この新たな政治秩序を現出した装置こそ、特別県創設時の宗派別土地調査であったのである。

おわりに

1861年の特別県創設に際し実施された土地調査は、主として2つの作用を通じて地域社会の宗派による分節化に影響を及ぼした。第一に、徴税権を行政村化された各村に集約することで、個別の領主と村役の結合関係を切断し、村役を「宗派の長」という行政主体として実体化したこと。第二に、これら「宗派の長」に住民の土地所有や租税負担の管理を担わせることで、特別県全体で宗派別の租税負担を数値化し、政治主体としての宗派共同体を可視化したこと、

である。

この宗派別土地調査は、特別県を構想したオスマン政府と欧州列強の代表から成る国際委員会が、従来の在地有力者による自律的支配を解体するための方策として講じたものであった。もっとも特別県下で作成された土地調査簿の検討からは、土地調査が、同委員会が掲げた「私的所有」の確立を厳密には実現しえず、様々な在地慣行の温存を許容したことも明らかとなった。この点に関し、同調査の「前近代性」や「不徹底な改革」としての側面を指摘するのは容易い。

しかし、個人資産把握を目的とした先行調査の挫折の分析からは、特別県の体制が国家による社会管理をめぐる理想と現実との相克の下、まずは領主からの村の独立とこれによる宗派間の「資産の分離」が優先される中で発展してきたことも明らかとなった。特別県以外のオスマン朝領域でも村請と在地慣行の存続という同様の事態が指摘されるように⁽⁶⁷⁾、中央政府による各地方の「改革」はあくまで漸進的にならざるを得なかった。そしてその漸進性ゆえに、レバノン山地では「宗派」が行政機構内部でも顕在化することになった。

宗派別土地調査による領主支配の再編は、地域社会の政治秩序にも大きな変化をもたらした。即ち、「宗派」が税負担に応じた政治参加が認められる政治主体となることで、世襲的な徴税権を失い、行政機構への参入や大土地所有の維持によって地域の顔役に留まることとなった旧領主たちは、自らが帰属する宗派の権益の代弁者を名乗ることで政治的指導力を発揮しようとした。「宗派」を本質的な共同体とみなし、ときに自らの権益に利用しようとした列強の干渉のもと、オスマン朝下での地域支配の再編が進行し、「宗派」による分節化が社会の隅々に浸透したことで、「宗派」という枠組みは、その後の地域政治において所与の前提として機能することになったのである。なお、以上の地域支配の再編が見られた1870年代以降の在地有力者による政治参加の在り方の変化如何や、その他様々な検討されるべき課題については、改めて別稿を期すこととしたい。

註

- (1) 前者の視角については、Irena Smilianskaya, “The Disintegration of Feudal Relations in Syria and Lebanon in the Middle of the Nineteenth Century,” in *The Economic History of the Middle East, 1800–1914*, ed. Charles Issawi (Chicago: University of Chicago Press, 1966), pp. 227–247; Yehoshua Porath, “The Peasant Revolt of 1858–1861 in Kisrawan,” *Asian and African Studies* 2, 1966, pp. 77–157. 後者の視角については、Leila Tarazi Fawaz, *An Occasion for War: Civil Conflict in Lebanon and Damascus in 1860* (London: Center for Lebanese Studies, 1994); Caesar Farah, *The Politics of Interventionism in Ottoman Lebanon, 1830–1861* (London: I.B. Tauris, 2000)などを参照。
- (2) 同規約は1861年6月、オスマン朝と仏・英・墺・普・露の列強5か国との間で調印され、オスマン朝君主の勅令として発効した。1864年9月、これに修正を加えた規約が再度調印、発効した。規約条文のフランス語原文は *Recueil d’actes internationaux de l’empire ottoman*, ed. Gabriel Noradounghian, Vol. 3 (Paris: Librairie Cotillon, 1902), pp. 144–150, 223–228. 公式アラビア語訳は Asad Rustum, *Lubnān fī ‘Ahd al-Mutaṣarrifiyya* (Bayrūt: Dār al-Nahār, 1973), pp. 35–39, 55–61. オスマン語訳はトルコ大統領府国家文書総局オスマン文書館 (T. C. Cumhurbaşkanlığı Devlet Arşivleri Başkanlığı Osmanlı Arşivi, 以下OA) BEO. GG. 1013, pp. 23–28, 30–35で参照でき、1864年版のもののみ *Düstur*, 1st series, Vol. 4 (İstanbul: Matba‘a-i Âmire, 1289/1872), pp. 695–701で参照できる公式訳が存在する。以下、規約の連続性に鑑み、1861年に締結された規約を61年規約、1864年の規約を64年規約と呼称し、特記しない限り、原語表記にはフランス語とアラビア語を併記する。
- (3) 特に特別県の施政の中核を担った県議会の議席割当が、61年規約時の各宗派同数から、1864年の規約修正時にマロン派を最多とする傾斜配分に変化したことはフランスの利害を強く反映するものであり、オスマン朝崩壊後のフランス委任統治下で成立するレバノン国家における国会議席の宗派別配分の原型をなした。黒木英充「レバノンの行政枠組みの創出（1860年代）」歴史学研究会編『世界史史料8——帝国主義と各地の抵抗 I 南アジア・中東・アフリカ』岩波書店、2009年、187–189頁。
- (4) 特別県の体制を扱った代表的研究として、Engin Akarlı, *The Long Peace:*

Ottoman Lebanon, 1861–1920 (London: I.B. Tauris, 1993). なおレバノン山地特別県における主要6宗派は、人口比順にマロン派、ギリシア正教、ドルーズ派、ギリシア・カトリック、スンナ派、シーア派である。

- (5) この点については次も参照。黒木英充「近現代レバノン社会におけるパトロン・クライアント関係」長沢栄治編『東アラブ社会変容の構図』アジア経済研究所、1990年、306–310頁。
- (6) Ussama Makdisi, *The Culture of Sectarianism: Community, History, and Violence in Nineteenth-Century Ottoman Lebanon* (Berkeley: University of California Press, 2000).
- (7) Makdisi, *Culture of Sectarianism*, p. 14.

1859年に出版されたマロン派の小領主の家系に属するタンヌース・シディヤーク (Ṭannūs al-Shidyāq) による『レバノン山地諸侯伝 (*Kitāb Akhbār al-A'yān fī Jabal Lubnān*)』は、ドルーズ派を中心とする有力家系の代々の歴史を宗派ではなく各家系の系譜に沿って叙述する年代記であり、旧来の在地領主層の自己認識の在り様を窺うことが出来る [Makdisi, *Culture of Sectarianism*, p. 81]。

- (8) その一例を示すものとして、江川ひかり「タンズィマート改革期のボスニア・ヘルツェゴヴィナ」『岩波講座世界歴史21 イスラーム世界とアフリカ——18世紀末—20世紀初』岩波書店、1998年、119–140頁。
- (9) 本稿は、こうしたオスマン朝の租税・土地制度改革の過程で実施された地価算定や地籍調査が一体となった調査事業を土地調査と呼称する。調査は1858年土地法後の一連の土地立法以降に本格化した。現在のトルコなどでは当時の土地調査に関する史料が非公開であり、その実態解明は進んでいない。当時の調査事業の実態に関する近年の代表的成果としては現在のヨルダン北西部を対象とした次を参照。Martha Mundy and Richard Saurmaz Smith, *Governing Property, Making the Modern State: Law, Administration and Production in Ottoman Syria* (London: I.B. Tauris, 2007).
- (10) 例えば J・ハンセンは、1861年の特別県創設をその後の1864年のドナウ州創設など一連の地方制度改革の先鞭をつける存在であったと評価する。Jens Hanssen, *Fin de Siècle Beirut: The Making of an Ottoman Provincial Capital* (Oxford: Oxford University Press, 2005), pp. 37–40. 一方秋葉氏は、64

年規約で規定された行政ポストの宗派別傾斜配分が例外的な措置に留まったことを指摘し、他地域の改革への影響についてはより慎重な立場をとる。秋葉淳「オスマン帝国における代議制の起源としての地方評議会」粕谷元編『トルコにおける議会制の展開——オスマン帝国からトルコ共和国へ』東洋文庫、2007年、103–104頁。

- (11) ‘Abd Allāh Sa‘īd, *Ashkāl al-Milkiyya wa-Anuwā‘ al-Arāqī fi Mutaṣarrifiyyat Jabal Lubnān wa-Sahl al-Biqā‘, 1861–1914* (Bayrūt: Dār al-Fārābī, 1995); *Al-Ard wa-l-Intāj wa-l-Ḍarā‘ib fi Mutaṣarrifiyyat Jabal Lubnān wa-l-Biqā‘, 1861–1914* (Bayrūt: Dār al-Fārābī, 2003); *Al-‘Alāqāt al-Ijtimā‘iyya wa-l-Iqtisādiyya fi al-Aryāf al-Lubnāniyya, 1861–1914* (Bayrūt: Dār al-Fārābī, 2003).
- (12) 1287/1871–72年作成バアダラーン村土地調査簿、フアード・アラーム氏（バアダラーン村）所蔵史料。帳簿は縦約30cm・横約20cmの用紙からなり、全62頁よりなる。なお本稿では、地名の表記は原則現代語読みを採用した。
- (13) Stefan Winter, *The Shiites of Lebanon under Ottoman Rule, 1516–1788* (Cambridge: Cambridge University Press, 2010).
- (14) Toufic Touma, *Paysans et institutions féodales ches les druses et les maronites du Liban: du XVIIe siècle à 1914*, Vol. 2 (Beyrouth: Publications de l’université libanaise, 1972), pp. 633–656.
- (15) Richard van Leeuwen, *Notables and Clergy in Mount Lebanon: The Khāzin Sheikhs and the Maronite Church, 1736–1840* (Leiden: Brill, 1994).
- (16) Iliya Harik, *Politics and Change in a Traditional Society: Lebanon, 1711–1845* (Princeton: Princeton University Press, 1968), pp. 208–222; Gabriel Baer, *Fellah and Townsman in the Middle East: Studies in Social History* (London: Frank Cass, 1982), pp. 264–265, 270–273.
- (17) Harik, *Politics and Change*, pp. 245–289; Farah, *Politics of Interventionism*, pp. 30–128. なおエジプト占領期のマロン派優遇策を「宗派間対立」の要因として重視する見解もあるが、これについてはマクディスイーによる批判的議論を参照。Makdisi, *Culture of Sectarianism*, pp. 51–57.
- (18) 協議にはドルーズ派領主層の他、キリスト教徒民衆代表としてマロン派総大司教が代理人を通じて参加した [Farah, *Politics of Interventionism*, pp.

- 66–68]。なお、ファラは年毎の課税額を決定した同協議で租税問題が一応の終息を見たとするが、後述するように、その後も租税負担の配賦に関わる土地調査の実施をめぐる紛糾が続いていた。
- (19) Arsāniyūs Fākhūrī, *Tārīkh Ḥawādīth Jabal Lubnān min Sanat 1840 fa-Ṣā'idan* (MS956. 9. T18A, American University of Beirut, Jafet Library), p. 20.
- (20) *MS: Majmū'at al-Muḥarrarāt al-Siyāsiyya wa-l-Muḥāwaqāt al-Dawliyya 'an Sūriyā wa-Lubnān*, eds. Fīlīb al-Khāzin and Farīd al-Khāzin, Vol. 1 (Jūniya: Maṭba'at al-Ṣabr, 1910), pp. 50–52 (doc. #26, Jun. 1841).
- (21) *MS*, Vol. 1, pp. 55–56 (doc. #29, 16 B 1257/3 Sep. 1840). 同協約によれば、シハーブ家支配時の旧貢租 (jizya qadīma) が1,325,000クルシュだったのに対し、エジプト占領期には3,244,500クルシュに増大していた。
- (22) Erdoğan Keleş, “Cebel-i Lübnan'da İki Kaymakamlı İdari Düzenin Uygulanması ve 1850 Tarihli Nizamnâme,” *Tarih Araştırmaları Dergisi* 27(43), 2008, pp. 134, 138, 146, 155–156.
- (23) Farah, *Politics of Interventionism*, pp. 675–701. 委員会議事録原文はフランス語で、パリのフランス外務省史料館に所蔵されているが、本稿では以下のアラビア語全訳を用いた。*LBD: Ḥawādīth 1860 fī Lubnān wa-Dimashq: Lajnat Bayrūt al-Dawliyya; al-Muḥāḍir al-Kāmila, 1860–1862*, 2 vols, ed. Anṭwān Ḍaw (al-Zalqā: Mukhtārāt, 1996).
- (24) *LBD*, Vol. 2, pp. 539–562 (Taqrīr al-Lajna al-Dawliyya ḥawl I'ādat Tanzīm Lubnān, 31 Mar. 1861).
- (25) *LBD*, Vol. 2, pp. 540–541.
- (26) *LBD*, Vol. 2, p. 542. 史料訳文中、[] は筆者による補足、() は筆者による注記を示す。以下同様。
- (27) *LBD*, Vol. 2, pp. 552–553.
- (28) *LBD*, Vol. 2, p. 545.
- (29) *LBD*, Vol. 2, p. 545.
- (30) Winter, *Shiites of Lebanon*, pp. 117–145.
- (31) 例えば1841年7月、ジェッズイーンの年寄衆 (ikhtiyāriyya) は、同市のキリスト教徒住民がシェーフ地方のドルーズ派住民によって襲撃を受けた事件につき、ダイル・アル＝カマルのキリスト教徒住民に向け伝達し、

警戒を呼び掛けている [WSTML: *Wathā'iq Siyāsiyya min Tārīkh al-Muqāṭa'at al-Lubnāniyya, 1707–1873*, ed. Riyād Ghannām (Bayrūt: Dār Ma'an, 2018), pp. 65–67 (doc. #20, [Jul. 1841])].

- (32) *LBD*, Vol. 2, p. 546.
- (33) 人頭税は年額8.75クルシュ、資産税については後掲註(37)参照。これら基礎税のほか、1840年代に帝室料地 (emlāk-i hümāyun) として接収された一部有力家系の旧私領 (bikālik) での耕作税、特別県政府により付加的に徴収された法定外税が存在した [Akarlı, *Long Peace*, pp. 102–131].
- (34) レバノン山地特別県の知事は、レバノン外の出身のオスマン臣民カトリックとされ、選任には組織規約を調印した列強の同意も必要とされた。
- (35) *DDC: Documents diplomatiques et consulaires relatifs à l'histoire du Liban et des pays du Proche-Orient du XVIIe siècle à nos jours*, ed. Adel Ismaïl, Vol. 13 (Beirut: Éditions des Œuvres politiques et historiques, 1978), pp. 205–206 (Note sur le cadastre et la répartition des impôts au Liban, 14 Dec. 1869).
- (36) 調査結果の要約が示される最終頁には、調査が終了した1869年の2年後の財務暦1287/1871–72年度分の租税処理が記載されており、「原簿に照らして確認済み (bi-ithbāt ṭibqa al-aṣl)」, (図2 : ⑤) の文言からは、同帳簿が同年に公的に作成された村方の控え簿であることが分かる。
- (37) この単位が在地で用いられてきた背景には、①レバノン山地のような山岳地域では土地の定量面積が土地収入を反映しない、②果樹栽培が主であり、樹木の種類や生育状況によって収量が大きく異なる、という事情がある [André Latron, *La vie rurale en Syrie et au Liban: Étude d'économie sociale* (Beirut: Imprimerie catholique, 1936), pp. 21–22]。20世紀初頭の特別県の地誌によれば、1デイルハムは360クルシュに統一され、1デイルハムあたり21クルシュの資産税が課された [İsmail Hakkı Bey et al., *Lubnān, Mabāḥiṭ 'Ilmiyya wa-Ijtimā'iyya*, ed. Auṭūn Bishāra, Vol. 2 (Bayrūt: Manshūrāt al-Jāmi'a al-Lubnāniyya, 1969 [1918]), p. 625].
- (38) Souad Abou el-Rousse Slim, *Le métayage et l'impôt au Mont-Liban: XVIIIe et XIXe siècles* (Beirut: Dar el-Machereq, 1987), pp. 154–158. 同じくマトン郡のウバーディーヤ村 (al-'Ubādiyya) に関するサイドの記述も参照。Sa'id, *Arḍ wa-Intāj wa-Ḍarā'ib*, pp. 53–54.

- (39) 「某の息子たち (awlād)」や「某の遺産相続人たち (wartha)」などはそのまま残し、そのほかの共同所有の地片については、便宜上、筆頭に記載される所有者の名前に統一し処理した。このように、所有者名による整理は厳密な個人別の整理ではないが、2,000件を超える地片の処理からは、土地所有状況の趨勢を考察する上での支障はないと考えられる。
- (40) Konstantin Petkovich, *Lubnān wa-Lubnāniyyūn*, tr. Yūsuf ‘Atā Allāh, ed. Mas‘ūd Dāhir (Bayrūt: Dār al-Madā, 1986), p. 68.
- (41) 植樹契約とは更地を所有する地主と植樹を行なう労務代行者の間で結ばれる提携契約であり、労務代行者は契約の満了とともに自身が世話をした果樹と土地の持分権を取得できる〔柳橋博之『イスラーム財産法』東京大学出版会、2012年、525–526頁〕。この点で、耕作契約 (muzāra‘a) や果樹栽培契約 (musāqā) などの分益小作契約とは大きく異なる。
- (42) Sa‘īd, *‘Alāqāt Ijtīmā‘iyya wa-Iqtisādiyya*, pp. 81–82.
- (43) Sa‘īd, *Arḍ wa-Intāj wa-Darā‘ib*, pp. 71–73.
- (44) 帝室料地 (前掲註(33)参照)として中央政府が直轄した30村 (うちクーラ郡24村、バトルーン郡5村、キスラワーン郡1村) についても、バアダラーン村同様、村ごとに地片内容物別かつ宗派別に土地収入の合計が記録されている [OA. ML. EEM. 806/46]。
- (45) commune は、フランスの行政法上、行政の最小単位となる市町村にあたるが、その上位の行政区画である県や郡に対し、自生的な人々の集合体としての性格がしばしば強調される [工藤晶人『地中海帝国の片影——フランス領アルジェリアの19世紀』東京大学出版会、2013年、192–193頁]。条文のアラビア語訳では、この語は「集落あるいは村 (jamā‘a aw qarya)」, オスマン語でも「行政単位 (dā‘ire)」とされ、うまく翻訳されていない。こうした事情からか64年規約での追加条項で村に関わる語はより一般的な village が使用されている。以下, commune と明記されているものについては village と区別するため「自治体」と訳出する。
- (46) *Al-Hadiyya al-Waṭaniyya fī Niẓāmāt Jabal Lubnān*, ed. Jurjī Tāmir ([Ba‘bdā]: Maṭba‘at Mutaṣarrifiyyat Jabal Lubnān, 1909), pp. 252–253. なお組織規約で規定された治安判事のその他の職務には、訴額200クルシュまでの民事事案に関する裁定や軽微な法令違反 (contravention/qabāḥa) の取り締まりなど

がある [64年規約第5条, 第7条, 第8条]。

- (47) 前掲註(45)参照。
- (48) Ibrāhīm al-Aswad, *Dalīl Lubnān* (Ba‘bdā: al-Maṭba‘a al-‘Uthmāniyya, 1906), p. 542.
- (49) Makdisi, *Culture of Sectarianism*, pp. 78–88.
- (50) 1858年土地法以降, 多数の法規制が加えられ, 専門的知識が必要とされるようになった土地売買の場では, 代理人 (wakīl) の使用が増加したとされる。Eugene Rogan, “Wakāla: Interpreting Ottoman Law in 19th Century Rural Syria,” in *Les institutions traditionnelles dans le monde arabe*, ed. Hervé Bleuchot (Paris: Karthala, 1996), pp. 41–54.
- (51) OA. ŞD. 2547/15. doc. #3 (16 Temmūz 1305/29 Jul. 1889).
- (52) Sa‘īd, *Arḍ wa-Intāj wa-Ḍarā‘ib*, p. 68.
- (53) *MS*, Vol. 1, pp. 400–404 (doc. #343, 21 Z 1259/13 Dec. 1843).
- (54) Yūsuf Khattār Abū Shaqrā, *Al-Ḥarakāt fī Lubnān ilā ‘Ahd al-Mutaṣarrifiyya*, relat. Ḥusayn Ghadbān Abū Shaqrā, ed. ‘Ārif Abū Shaqrā (Bayrūt: s. n., 1952 [1901]), p. 47.
- (55) Ṭannūs al-Shidiyāq, *Kitāb Akhbār al-A‘yān fī Jabal Lubnān*, ed. Fu‘ād Afrām al-Bustānī, Vol. 2 (Bayrūt: Manshūrāt al-Jāmi‘a al-Lubnāniyya, 1970 [1859]), p. 542.
- (56) *DDC*, Vol. 13, p. 200 (Note sur le cadastre et la répartition des impôts au Liban, 14 Dec. 1869).
- (57) 伝1849年作成アンマートゥール, ムフターラ, アイン・カニー村土地調査簿, ファード・アラーマ氏 (バアダラーン村) 所蔵史料。類似の特徴を持つ帳簿を検討したW・ポークは, これを1849–50年の調査時, または数年先立つ時期に作成されたとは比定するが, 筆者が用いたものと同一かは不明である [William Polk, *The Opening of South Lebanon, 1788–1840: A Study of the Impact of the West on the Middle East* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1963), pp. 147–152]。
- (58) これは1845–46年にアナトリアとバルカン地域で実施された耕作地や賃貸物件などの不動産収入 (temettü‘) に対する調査にも当てはまる。同調査については次を参照。Kayoko Hayashi and Mahir Aydın, eds., *The Ottoman*

- State and Societies in Change: A Study of the Nineteenth Century Temettuāt Registers* (London: Kegan Paul, 2004).
- (59) David Urquhart, *The Lebanon (Mount Souria): A History and a Diary*, Vol. 1 (London: Thomas Cautley Newby, 1860), pp. 237–241.
- (60) Qusṭantīn al-Bāshā al-Mukhallāṣī, “Jarīdat Tawzī‘ Māl Kharāj Lubnān al-Amīrī fī ‘Ahd al-Amīr Bashīr al-Shihābī,” *Al-Mashriq* 31, 1935, pp. 321–360.
- (61) Abū Shaqrā, *Ḥarakāt fī Lubnān*, p. 158.
- (62) Nāyil Abū Shaqrā, *Al-Taḥawwulāt al-Iqtisādīyya wa-l-Ijtimā‘īyya fī Mujtama‘ Jabal Lubnān, 1550–1900: Unmūdhaj ‘Ammāṭūr; Jazzīn-Iqlīm al-Tuffāh* (n. p.: Dār Ishārāt, 1999), pp. 250–252, 403.
- (63) Kais Firro, *A History of the Druzes* (Leiden: Brill, 1992), pp. 154–177.
- (64) Akarlı, *Long Peace*, pp. 149–162.
- (65) Akarlı, *Long Peace*, pp. 150–151, table 3.
- (66) *WSTML*, pp. 445–448 (doc. #135, 8 Jan. 1871).
- (67) 例えばシリア州ハウラーン県アジュルン郡（現ヨルダン北西部）では、1870年代の最初の土地調査時、多くの村で地片が村民間の所持割合で記録され、割地慣行が残存した。登記局による地税の個人賦課は1890年代以降に実現したとされる [Mundy and Smith, *Governing Property*, pp. 71–75, 98–99]。

（東京大学大学院人文社会系研究科博士課程・日本学術振興会特別研究員）

[付記] 本研究はJSPS科研費（特別研究員奨励費）JP20J20936の助成を受けたものである。

図1. 1287/1871-72年作成バアダラーン村土地調査簿地片記載部

備考	地字	続(ābir)バアダラーン村 続ドルース派	番号	オリーブ			桑			その他果樹			播種地			屋内設備			
				d	q	h	d	q	h	d	q	h	d	q	h	d	q	h	
		ここまでの小計				4			6	4	12	4	3	22	11			12	16
	高台 al-Dīzlahr	Yūsuf al-Qādir	81												1				
	〃	Fāris 'Assaf	82							2									
	〃	Yūsuf Hammūdの息子たち	83							1	12								
	〃	'Alī Abū Dāhīr	84							3									
	〃	Husayn al-Halabī	85							2	12								
バアダラーン教会寄進地の提携地片 (min sharkat waqf)	高台	Bashīr Yaqzān	89								1								
	〃	Ahmad Khalīfār	90								4								
	〃	Najīb Bik Junblātと彼の兄弟	91								4								
	〃	Raīf Nāsīr al-Dīn と Bashīr Yaqzān	92								2								
	高台	Yūsuf al-Qādir	98								1	12							
	〃	Zayn al-Dīn Murād	99								2	12							
	〃	Fakhr al-Dīn Hānī	100								4								
	高台	Raīf Nāsīr al-Dīn	121								1	6							
						4			6	8	8	22	4	3	19			12	16

出典：フアード・アラーマ氏（バアダラーン村）所蔵文書。

図2. 1287/1871-72年作成バアダラーン村土地調査簿調査結果要約部

シューフ・ヒーテイ [郷] に属するバアダラーン村の全宗派のあらゆる種類の土地収入高調査について以下の通り示す

①	件数	オリーブ			桑			その他果樹			播種地			屋内設備		
		d	q	h	d	q	h	d	q	h	d	q	h	d	q	h
マロン派	590			6	5	20	2	20	14	0.5	16	21	20	21	8	
ドルーズ派	1,671			9	6	21	3	5	49	14	7.5	58	7	14	16	
ギリシア・カトリック	97					16	21	4	16	17	1	4	1	19		
当該村の共有地[*]	1							8	2					18		
[*]その他果樹8デイル ハム、播種地18 [ハッパ], その他果樹2 [ハッパ] の3区画よりなる	2,359			9	12	27	16	4	82	23	1	76	10	5	23	

② 前述の村落に居住する各宗派のあらゆる種類の土地収入高調査の概要は以下の通り

	d	q	h
マロン派	44	5	12.5
ドルーズ派	131	17	0.5
ギリシア・カトリック	7	8	15
当該村の共有地	8	2	18
	191	9	22

③

宗派・種類別合計

1287年度の当会議決事項に基づく村全体への控除

計百と八十八デイルハム、二十キーラート也

	d	q	h
	191	9	22
	2	13	22
	188	20	0

④当該地【村】の境界

北 Masār al-KāfātにあるQāsim Husayn YūsufとSirhāl Sulaymān ‘Abd al-Samadの所有地から、アイン・カニー村高台のナラ林、カタールリブ修道場 (Khalwāt al-Qaṭīb), 天幕張りの井戸 (Bir al-Khayyām) まで。

西 【アイン・カニーとアンママトゥール (‘Ayn Mātūr) との境界】 天幕張りの井戸に接するMa‘ābir al-Hawāにある、アイン・カニー村のDa‘ības SalīmとYūsuf Hammūdの所有地から、アンママトゥール村高台のナラ林、ジュンダル地区 (Hārat al-Jundal) の林、そして‘Arīd al-Zayyātのてっぺんまで。

南 【ジュンダル地区との境界】 ‘Arīd al-ZayyātからShiyār al-‘Arīd周辺、As‘ad DāhirとAbū ‘Alī Nāṣir al-Dīnの所有地での‘Assāfの区画 (khalla), Abū Zaydの区画のてっぺんまで。

東 【ジババーア村 (Jibā‘), ムルステイー村 (al-Mursūf), フライバ村 (al-Khurayba) との境界】 al-GhaifāqにあるAbū Zaydの区画のてっぺんから、ジババーア村を流れるアッワリ川 (Nahr al-Awwālī) の仔ロノバの広場 (Maydān al-Juṣha) の東に通じる川筋、そこからKhalāt al-Dahajの「船 (minshār)」、‘Ayn al-Murāb al-Ra (qala‘a), al-Suwaydān峠山頂、ラクダの首石 (hajār al-jirān), さらに隣りの石 (hajār al-zāwiya), またそこからShāfi‘ al-Khalla, さらにそこからバアダラーン村に通じる葡萄の峠道 (shī‘b al-‘inab), ムルステイー村への道沿いのアネモネの茂る石棺 (nā‘ūs shuqayr), そしてMasār al-Kāfātまで。

⑤原簿に照らして確認済み
(bi-ithbāt ṭibqa al-asl)



出典：フアード・アラマ氏 (バアダラーン村) 所蔵文書。

After the conclusion of the Treaty of Hue of 1883, Tseng held high expectations for an anti-government movement by the opposition forces in Parliament, which did not go undetected by the French Minister of Foreign Affairs. After winning a vote of confidence, the French government proceeded to use it to put pressure on China. After the resumption of Parliament, Tseng countered by launching an intense campaign to publish diplomatic documents damaging to the French government and winning praise in the press for brandishing a “new diplomacy.” The author concludes that it was this “new diplomacy” that provides a significant clue for reassessing Chinese diplomacy during the 1880s.

The Sectarian Land Survey and the Reframing of Ottoman Local Governance in the Special District of Mount Lebanon

TANAKA Masato

In 1861, the Ottoman Government established a special district in Mount Lebanon, which embodied the principle of proportionate-sectarian representation as opposed to the conventional mode of rule by the local Druze lords. However, the details of the complex process of reintegrating the autonomous local ruler into the new regime remain uncertain, and need to be closely reexamined. Overdue discussion of the sectarian land survey of 1862 to 1869 thus offers excellent insights into this question.

The communal conflict of 1841–60, being the crucial background for the new administration in Mount Lebanon, broke out as the tension between the local Druze lords and the Maronite clergy-led peasants peaked following a proclamation to abolish tax-farming in the Ottoman State. The debates of the representatives of the Ottoman Government and the Five European Powers who interfered in the conflict reveals that they saw the establishing of a new order in Mount Lebanon as entailing the separation of the Druze and Maronite sects. To achieve this, the Government and the European Powers deemed the individualization of land ownership as a prerequisite since they understood that the existing unequal share of land revenue between the two sects was the main reason for the unrest.

Analysis of the locally preserved land records of the sectarian mixed village in the Shūf sub-district shows that although the calculation and assessment of the land revenue relied on native methods, every land plot and its revenues in the village are listed by sect (Druze, Maronite, and Greek-Catholic), and are recorded under the names of the proprietors. However, the fact that the land tax remained to be collected in each village *en bloc* indicates the incomplete individualization of property rights. Nevertheless, the unification of tax collection to each village signifies that they became independent administrative units, and it was a pragmatic measure to retract the hereditary rights of powerful local lords as tax-farmers. This point is particularly evident in the successive failures of the earlier efforts of land surveys in the 1840s, which attempted to register each property individually.

Therefore, by designating each village a sole collector of the land tax, and allocating the burden by sect, the sectarian land survey dismantled the established rule of the local lords under the tax-farming system and envisaged an independent sectarian entity in return for taxation. It was at this point that even the Druze notables, who had claimed their ancestral right during the conflict of 1841–60, readily applied sectarian language to their political discourse.